

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 森田 耕司



学位申請者 貞包和寛

論 文 名 言語の不可算性から見る言語学と言語政策  
—ポーランドのマイノリティ言語を事例として—

## I. 本論文の概要

本論文はポーランド共和国内のマイノリティ言語に関する研究と政策を言語学と言語政策による分類という観点から対照させて論じたもので、全4章からなる構成をとっている。

第1章の「序論」で本論文の目的が提示される。すなわち「言語」か「方言」か、という分類に注目し、この観点からカシューブ語、シロンスク語、レムコ語の3つの言語（以下、便宜的に「言語」を用いる）を取り、これらに関する言語学的議論と言語政策的議論を対照させる。この作業を通じて、ポーランドにおけるマイノリティ言語に対する言語政策が言語学的議論に与える影響を明確にし、さらにこの国におけるマイノリティ言語の言語政策的位置づけの意図を、社会言語学的知見を用いつつ探り出すことが目的である。

第2章「言語学的分類」では上記3言語が言語研究者によって言語として扱われてきたのか、それとも方言として扱われてきたのか、それぞれの言語の特徴と研究史をはじめて紹介する。

カシューブ語に関しては言語か方言かという議論は100年以上続いている。1990年代以降は言語として扱う研究が増えてきている。一方、シロンスク語は方言学の枠組みで語られてきた伝統があり、独立した言語を主張する人々が現れたのは、2005年法令（正式名：ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語に関する法令）の影響が大きい。レムコ語は「ウクライナ語レムコ方言」、「ルシン語レムコ変種」、「独立のレムコ語」という3つの見方があるが、ポーランドの言語研究者の間では独立した言語として扱われつつある。いずれにせよ、言語外の事情が言語か方言かという議論に影響を与えている。

続く第3章「政策的分類」では2005年法令で各言語がどのように位置づけられているのか概観する。

カシューブ語は「地域言語」という「マイノリティ言語」とは別のステータスが与えられている。カシューブ語専用のステータスである。シロンスク語に関しては言及がなく、いかなるステータスも与えられていない。レムコ語は言語としての位置づけが明記されて

いない。しかし、レムコ人がエスニック・マイノリティであるという記述があることから、結果として「マイノリティ言語」と見なされる。

以上、第2章と第3章の記述をふまえて、第4章では第1章で提示した問題提起と呼応させて次のような結論を引き出した。

### 1. 言語政策が言語学的議論に与えた影響について。

2005年法令がカシューブ、シロンスク、レムコ3言語に対して与えたステータスはそれぞれ異なっており、その背後には政治主体の利害を読み取ることができる。カシューブ語に対する言語政策は言語研究の追認を受けている部分が大きい。シロンスク語は言語政策として言及しないという方法がとられたが、それに対して地域言語としてのステータスを求める声が近年高まり、政治的な議論が活発である。そのため「言語」および「方言」という術語を避け、「エスノレクト」を用いる言語研究者もでてきた。レムコ語はポーランド語とは明らかに別の言語であり、しかも話者人口が少なく、そのステータスが政治的な争点とされにくいくことから、言語政策が言語研究における分類に与えた影響は直接には見られない。

### 2. 社会言語学的知見を用いることによって明らかにする、ポーランドにおけるマイノリティ言語の言語政策的位置づけの意図

2005年法令は、ポーランド語中心主義を取るポーランド共和国がマイノリティ保護という外的な要請に応えて制定されたという背景がある。この法令における3つの言語のステータスを検討すると、2005年法令はポーランドのステータス計画の基本方針と多言語主義のはざまにあって、マイノリティ言語ではなくポーランド語に関する利害を調整する役割を果たしている。

## II. 本論文の評価と問題点

審査委員からは次のような評価と問題点が指摘された。

明快な構造の論文であり、論述の進め方も緻密である。そして、言語学と言語政策の関係性を中心に据えることにより、専門知（言語学）による分類行為とその権力性を解明しようという試みもユニークであると評価できる。さらに、日本ではそれほど知られているとはいえないポーランドの言語状況を、国勢調査や法令を用いつつ日本語で紹介したという点において資料的な価値も高いといえる。

しかし、明快な構造をもつ反面で、この論文には切り捨てられてしまった視点があるのではないかという指摘が複数の審査委員から出された。第一に、「人間」である。研究者と政策を施行する者の立場と視点からのみによって論が組み立てられており、本論文からは当事者すなわち当該3言語の話者の思いや反応が見えてこない。また、彼らがポーランド国内でどのように見られているのかという点に関して言及されていない。第二に、「歴史」である。研究史は第2章で論じられてはいるものの、第3章では2005年法令のみを扱

っており、言語政策の変遷が歴史的に取り上げられていない。そして、研究史とも関連させつつ文語成立の動きをも視野に入れて論ずれば、参考文献から引用したのみという印象を与える言語的特徴の記述にも深みが増した可能性がある。

加えて以下の問題点も指摘された。言語政策が言語学に与えた影響は独立した章を与えられて論じられているので明白だが、実は言語学が言語政策に与えた影響も個々の事例からは読み取れる。この点を総括する表現も欲しかった。

### III. 最終試験の審査と結論

最終試験は2019年2月21日に本学のアゴラ・グローバルで14:00から16:00にかけておこなわれた。最初に執筆者による本論文の概要の説明が30分ほどなされ、その後質疑応答に移った。II. で述べたような問題点が指摘され、加えてさまざまな質問がなされたが、執筆者は課題事項を認識し、かつ質問に対して真摯に対応した。

以上、論文審査と最終試験の結果により、審査委員は全員一致で貞包和寛氏に博士号（学術）の学位を授与することに決定した。